庁議付議事案書

開催・令和７年１２月１６日

<table>
<tr><td colspan="2">所管部課</td><td colspan="4">子ども未来部　保育課</td><td>部長</td><td colspan="2">志村　明子</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">件　名</td><td colspan="7">東大和市乳児等通園支援事業認可及び確認等事務取扱要綱の制定について</td></tr>
<tr><td></td><td>区分</td><td></td><td>１審議事項</td><td>○</td><td>２報告事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係事項</td><td>条例
規則</td><td colspan="7">東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</td></tr>
<tr><td>部課
機関</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

１．要　旨

（目的）

乳児等通園支援事業の認可及び確認等に当たり、東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び国の乳児等通園支援事業の運営に関する基準その他法令等の定めるもののほか、当該事務に関し遵守すべき手続等を定めることにより、事務処理の適正化、円滑化を図る。

（施行日）

市長決裁日（ただし、第４章 確認の手続の規定は、令和８年４月１日から施行する。）

２．経　過（現時点に至るまでの経過）

令和７年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全市区町村での実施が義務付けられるものである。

３．留意事項（問題点等）

本要綱における確認の手続に関する規定は、令和８年４月１日からの施行であるが、本要綱施行日から令和８年３月３１日までの間においては、子ども・子育て支援法附則第５条（特定乳児等通園支援事業者の確認に関する準備行為）に基づき、確認の手続を実施することができる。

４．主管部処理案（検討結果等）

庁議における報告後、速やかに事務を進めたい。

４．審議結果

了承